

北海道武蔵女子短期大学附属図書館ボランティア受入実施要項

平成 16 年 4 月 6 日
制 定

(趣旨)

- 1 北海道武蔵女子短期大学附属図書館(以下「図書館」という。)におけるボランティアの受入れについては、この実施要項の定めるところによる。

(定義)

- 2 この実施要項において、「ボランティア」とは、自らの自由意志に基づき、生涯学習の一環として、附属図書館の利用者(学生および地域社会)に対する援助のため、その知識・技能を無償で提供する本学学生をいう。

(活動内容)

- 3 図書館ボランティアの活動内容は、次の各号に挙げるものとする。
 - (1) 図書館の資料受入業務に関する支援
 - (2) 児童図書室運営に関する支援
 - (3) 図書館公開事業への協力
 - (4) 広報の発行
 - (5) 展示の企画
 - (6) 図書館見学
 - (7) 大学行事への参加(武蔵祭など)
 - (8) 学外でのボランティア活動
 - (9) その他図書館長が適当と認めるもの
- 3-2 ボランティアの活動内容の変更または追加等の際には、図書館長はボランティアの要望等を聞くことができるものとする。

(登録等)

- 4 図書館においてボランティア活動を希望する者は、別に定める募集要項に基づき、図書館長に申請するものとする。
 - 4-2 図書館長は、前項の申請があった者に対し事前研修を行い、図書館の業務に支障をきたす恐れがないと認めた者に活動を許可する。
 - 4-3 図書館長は、前項の受入れを許可したときは、ボランティアとして登録するとともに、別記様式のボランティア登録証を交付するものとする。
 - 4-4 ボランティアの活動期間は、当該年度内とする。ただし、ボランティアが更新を希望する場合は、附属図書館長が活動実績等を考慮のうえ更新する。

(登録の取消)

- 5 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、図書館長にその旨申し出るものとする。

- 5-2 図書館長は、ボランティアが図書館の業務に支障がある行為を行ったときは、許可を取り消すことができる。

(遵守事項)

- 6 ボランティアは、ボランティア活動の過程において知り得た、利用者のプライバシーを守らなければならない。
 - 6-2 ボランティアは、ボランティア活動に際し、ボランティア登録証を携帯するものとする。(保険)
- 7 活動中の事故については、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険普通保険(以下「学研災」という)を適用することができる。ただし、保険金の支払われる範囲および支払われる保険金額等については、学研災約款による。(図書館運営会議)
- 8 ボランティアの受入れ及び活動に関する事項は、図書館運営会議に報告する。(定例会)
- 9 ボランティア活動を円滑に行うため、必要に応じてボランティアとの定例会を開催するものとする。
 - 9-2 定例会は、図書館長が招集する。(細目)
- 10 この実施要項に定めるもののほか、ボランティアの受入れ及び活動に関し、必要な事項は別に定める。(その他)
- 11 ボランティアの受入れ及び活動に関する事務は、図書館係で行う。

附則

この実施要項は、平成 16 年 4 月 6 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この実施要項は、平成 19 年 3 月 5 日から施行する。